

# 令和元年度 札幌市立羊丘中学校部活動に係る活動方針

## 1 部活動の意義

- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、資質・能力の育成に資する。
- ・学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりする。

## 2 開設する部活動、及び指導・運営の体制

### (1) 体育・文化振興会

#### ①目的

本会は会員相互の親睦を図るとともに、体育・文化活動を通して本校生徒の心身の健全な発達を図ることを目的とする。

#### ②役員

会長（PTA会長）	副会長（PTA副会長、教頭）	会計監査（PTA会計監査）
事務局長（教諭）	事務局員（教諭2名）	顧問（若干名）

### (2) 開設部活動（常設）

野球部、サッカー部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、卓球部、バドミントン部  
男子バレーボール部、女子バレーボール部、女子バスケットボール部、美術部、吹奏楽部  
マイコン部、茶道部

### (3) 個人種目（大会参加希望者がいた場合、引率をする）（令和元年5月現在）

水泳、体操・新体操、剣道、柔道、スキー（アルペン・ジャンプ）、アイスホッケー

## 3 指導・運営に当たっての留意点

- ・部活動顧問は部活動の実施に当たって、生徒の健康状態を把握し適切な指導を心がける。
- ・活動場所や天候など環境の整備や把握を確実にを行い、安全を第一に考えた指導をするよう努める。
- ・部活動顧問は本校において規定した部活動活動基準に従って、生徒の学校生活に支障のないよう、活動と休息のバランスを考慮し活動する。
- ・部活動顧問は年間計画、活動予定について、保護者に周知し、円滑な部活動の運営に努める。
- ・けがや事故といった緊急の際には保護者に迅速な連絡ができるよう体制を整える。

## 4 部活動活動基準

原則として、「札幌市立学校における部活動活動基準」に準じて活動を行う。  
ただし、大会、コンクール、行事前は、この限りではない。

- ①少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
- ②毎週、土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。
- ③少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- ④通常の練習時間は、平日2時間程度とする。
- ⑤土日、祝日、長期休業期間中の練習時間は、3時間程度とする。
- ⑥練習試合は、半日で終了するよう設定する。
  - ・①について、月行事予定表に「ノー部活デー」を明記する。
  - ・②と③について、各部より2か月分の活動予定表を作り、そこに休養日（予定）を明記する。ただし、天候等の影響で休養日は変更となる場合がある。その際は各部より連絡をする。
  - ・④について、3～10月は18：30まで、11～2月は18：00までに下校完了とする。ただし、中体連等の大きな大会の直前については、30分の活動を延長することができる。
  - ・⑤と⑥について、各部の特性に応じて活動時間を計画します。一日日程の大会などは翌日の活動を休養とするなどの調整を図る。
  - ・中体連主催、中体連シードにつながる大会については、大会の3週間前からの土・日の練習を認める。この大会以外については、大会の2週間前からの土・日の練習を認める。練習時間については④・⑤に準じるものとする。

※ 過重な活動とならないよう留意する。

※ 「練習時間」とは、生徒に対し直接、部活動指導を実施する時間を示す。

※ 大会直前等やむを得ない場合は、必ずしもこの限りではないが、生徒・教職員双方の負担の度合いを十分に考慮し、実施する。